

法律事務所等の名称等に関する規程

(平成十八年三月三日会規第七十五号)

改正 平成二〇年二月 五日

同 二六年 五月三〇日

同 二六年十二月 五日

目次

第一章 総則(第一条・第二条)

第二章 弁護士の法律事務所の名称等(第三条―第十条の二)

第三章 弁護士法人及びその法律事務所の名称等(第十条―第二十条)

第四章 違反行為に対する措置(第二十一条・第二十二條)

第五章 雑則(第二十三条)

附則

第一章 総則

(目的)

- 1 -

第一条 この規程は、弁護士及び弁護士法人の法律事務所
の名称並びに弁護士法人の名称に関する事項を定めるこ
とを目的とする。

(定義)

第二条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義
は、当該各号に定めるところによる。

一 事務所名称 弁護士又は弁護士法人の法律事務所の
名称をいう。

二 法人名称 弁護士法人の名称をいう。

三 社員等 弁護士法人の社員又は使用人である弁護士
をいう。

四 共同事務所 複数の弁護士、弁護士法人、外国法事
務弁護士又は外国法事務弁護士法人が共にする事務所
(一の弁護士法人の法律事務所及び一の外国法事務弁
護士法人の事務所を除く。)をいう。

五 外国法共同事業 外国弁護士による法律事務の取扱
いに関する特別措置法(昭和六十一年法律第六十六号)
第二条第十五号に規定する外国法共同事業をいう。

第二章 弁護士の法律事務所の名称等

- 2 -

〔法律事務所〕の文字使用)

第三条 弁護士は、その法律事務所名称に名称を付するときは、事務所名称中に「法律事務所」の文字を用いなければならない。

2 前項の規定は、外国法事務弁護士に雇用される弁護士及び弁護士法人又は外国法事務弁護士法人の使用人である弁護士には、適用しない。

(使用文字)

第四条 弁護士の事務所名称には、規則で定めるところにより、日本文字のほか、ローマ字、アラビア数字その他の符号を用いることができる。

(同一名称の禁止)

第五条 弁護士は、所属弁護士会の地域内にある他の弁護士又は弁護士法人の事務所名称と同一の名称をその事務所名称としてはならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

一 自己の氏又は氏名(職務上の氏名を使用している者)については、職務上の氏名又は職務上の氏名を用いる場合

二 共同事務所その他の弁護士(当該共同事務所の弁護士であった者で、その共同事務所に所属していた期間中

- 3 -

に、弁護士法(昭和二十四年法律第二百五号)第十七条第二号又は第四号の規定により弁護士名簿の登録を取り消されたものを含む。次号において同じ。)の氏又は氏名のみ(複数の氏又は氏名を列記する場合には、当該氏又は氏名に加えて、規則で定めるところにより使用が許される符号を用いるときを含む。)を用いる場合

三 自己の氏又は氏名及び共同事務所その他の弁護士の氏又は氏名のみ(当該氏又は氏名に加えて、規則で定めるところにより使用が許される符号を用いる場合を含む。)を用いる場合

四 第九条又は第十六条の規定により共同事務所その他の弁護士又は弁護士法人と同一の事務所名称を用いる場合

五 弁護士法人が当該地域内において従たる法律事務所のみを有する場合に、その弁護士法人の主たる法律事務所との名称と同一の名称を用いるとき。

(複数名称の禁止)

第六条 弁護士は、その法律事務所に複数の事務所名称を付してはならない。

(誤認のおそれのある名称の禁止)

- 4 -

第七条 弁護士は、不正の目的をもって他の弁護士、弁護士法人、外国法事務弁護士又は外国法事務弁護士法人と誤認されるおそれのある事務所名称を付してはならない。

(品位を損なう名称の禁止)

第八条 弁護士は、その法律事務所名称を付するときは、品位を損なう名称を付してはならない。

(共同事務所における事務所名称)

第九条 弁護士は、共同事務所他の弁護士が事務所名称を付しているとき、又は弁護士法人と事務所を共にするときは、当該他の弁護士又は弁護士法人と同一の事務所名称を自己の事務所名称として付さなければならない。

(社員等の事務所名称)

第九条の二 社員等は、自己が所属する弁護士法人の法律事務所名称を、自己の事務所名称として付さなければならない。

(外国法事務弁護士に雇用される場合等の事務所名称)

第九条の三 外国法事務弁護士に雇用される弁護士及び外国法事務弁護士法人の使用人である弁護士は、当該外国法事務弁護士又は外国法事務弁護士法人の事務所名称を、自己の事務所名称として付さなければならない。

- 5 -

(事務所名称の届出義務)

第十条 弁護士は、その法律事務所名称を付するときは、規則で定めるところにより、本会に届け出なければならない。

2 弁護士は、その法律事務所名称として、前項の規定により届け出た名称以外の事務所名称を使用してはならない。

(外国法事務弁護士等との共同事務所の届出等)

第十条の二 弁護士は、外国法事務弁護士又は外国法事務弁護士法人と事務所を共にしようとする場合は、次に掲げるべきを除き、当該外国法事務弁護士又は外国法事務弁護士法人と連名で、事務所を共にする旨を本会に届け出なければならない。

一 当該外国法事務弁護士に雇用され、又は当該外国法事務弁護士法人の使用人となるとき。

二 当該外国法事務弁護士又は外国法事務弁護士法人と外国法共同事業を営むとき。

三 当該外国法事務弁護士を雇用するとき。

2 前項の規定による届出をした弁護士は、その事務所名称に、当該外国法事務弁護士又は外国法事務弁護士法人と事務所を共にする旨及び当該外国法事務弁護士又は外

- 6 -

国法律事務所弁護士法人の事務所名称を付加しなければならない。

3 前二項の規定による届出及び事務所名称の表示に関して必要な事項は、規則で定める。

第三章 弁護士法人及びその法律事務所の名称等

(登記名称以外の使用禁止)

第十一条 弁護士法人は、その法人名称として、登記された法人名称以外の名称を使用してはならない。

(同一の法人名称の禁止)

第十二条 弁護士法人は、所属弁護士会の地域内にある他の弁護士法人の法人名称又は事務所名称と同一の名称をその法人名称としてはならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

一 他の弁護士法人が当該地域内において従たる法律事務所のみを有する場合に、その弁護士法人と同一の法人名称を用いるとき。

二 当該弁護士法人の社員の氏又は氏名のみ（複数の氏又は氏名を列記する場合に、当該氏又は氏名に加えて、規則で定めるところにより使用が許される符号を用い

るときを含む。）を用いる場合

三 弁護士が弁護士法人を設立するに当たって、当該弁護士が現に届け出ていた事務所名称であって人名を用いたものを法人名称とする場合

(複数名称の禁止)

第十三条 弁護士法人は、一の法律事務所に複数の事務所名称を付してはならない。

(同一の事務所名称の禁止)

第十四条 弁護士法人は、所属弁護士会の地域内にある他の弁護士法人の法人名称又は他の弁護士若しくは弁護士法人の事務所名称と同一の名称をその事務所名称としてはならない。ただし、第十二条ただし書の規定により同一の名称を法人名称とすることができる場合において、当該法人名称を主たる法律事務所の事務所名称とするときは、この限りでない。

(従たる法律事務所の名称)

第十五条 弁護士法人の従たる法律事務所の名称は、法人名称又は主たる法律事務所の事務所名称に従たる法律事務所であることを明示した文言を付加した名称としなければならない。

(弁護士と弁護士法人との共同事務所の事務所名称)

第十六条 弁護士法人は、その社員等でない弁護士と法律事務所を共にするときは、その弁護士と同一の事務所名称を付さなければならない。

(弁護士との共同事務所における弁護士法人の事務所名称)

第十七条 弁護士法人は、その社員等でない弁護士と法律事務所を共にするときは、事務所名称中に「弁護士法人」の文字を用いてはならない。

(外国法共同事業を営む弁護士法人の法律事務所の場合)

第十八条 外国法共同事業を営む弁護士法人であつて、その主たる法律事務所を当該外国法共同事業に係る外国法事務所弁護士又は外国法事務所弁護士法人の事務所と共にし、かつ、主たる法律事務所に当該外国法事務所弁護士又は外国法事務所弁護士法人の事務所と同一の名称を付すものは、主たる法律事務所の名称中に「弁護士法人」の文字を用いてはならない。

2 前項の場合において、当該弁護士法人の従たる法律事務所の場合、法人名称に従たる法律事務所であることを明示した文言を付加した名称としなければならない。

(事務所名称の届出義務)

第十九条 弁護士法人は、その法律事務所名称を付し、

規則で定めるところにより、本会に届け出なければならない。

(準用)

第二十条 第四条、第七条、第八条及び第十条第二項の規定は、法人名称及び弁護士法人の事務所名称について準用する。

2 第三条第一項の規定は、弁護士法人の事務所名称について準用する。ただし、法人名称を事務所名称とし、又は法人名称に他の文字を付加して事務所名称とするときは、この限りでない。

3 第十条の二(第一項第一号を除く。)の規定は、外国法事務所弁護士又は外国法事務所弁護士法人と事務所を共にしようとする弁護士法人について準用する。この場合において、同条第一項第三号中「雇用する」とあるのは「使用者とする」と読み替えるものとする。

第四章 違反行為に対する措置

(弁護士名簿等への不記載等)

第二十一条 本会は、弁護士が本会に届け出た事務所名称がこの規程に違反するものであると認めるときは、その

事務所名称を弁護士名簿に記載せず、又は記録しないことができる。

2 本会は、弁護士法人が本会に届け出た法人名称又は事務所名称がこの規程に違反するものであると認めるときは、その法人名称又は事務所名称を弁護士法人名簿に記載せず、又は記録しないことができる。

(是正措置等)

第二十二條 本会は、弁護士又は弁護士法人がこの規程に違反すると認めるときは、当該弁護士又は弁護士法人に対し、事務所名称又は法人名称の変更を命じ、その他必要な措置を採ることができる。この場合において、本会は、当該弁護士又は弁護士法人に対し、弁明の機会を与えなければならない。

第五章 雑則

(規則への委任)

第二十三條 この規程に定めるもののほか、事務所名称及び法人名称に関して必要な事項は、規則で定める。

附 則

1 この規程は、平成十八年六月一日から施行する。

- 11 -

2 第三条及び第四条の規定は、この規程の施行の際現に使用されている事務所名称については、平成十八年十二月三十一日まで適用しない。

3 第五条の規定は、この規程の施行の際現に使用されている事務所名称については、適用しない。

4 この規程の施行の日前に届け出られた弁護士法人の名称及びその従たる法律事務所の名称については、なお従前の例による。

5 弁護士法人の名称に関する規程は、この規程の施行と同時に廃止する。

附 則 (平成二〇年一月五日会規第九一号)

職務上の氏名に関する規程の制定に伴う会規(外国特別会員関係を除く。)の整備に関する規程 第五条改正)

1 この規程は、成立の日から起算して二年を超えない範囲内において理事会で定める日から施行する。

(平成二十二年一月一七日理事会決議で平成二十二年一月一日から施行)

2 この規程の施行の際、改正前の法律事務所等の名称等に関する規程第五条第一号の規定により、登録氏又は登録氏名以外の呼称で登録氏又は登録氏名に代わるものと

- 12 -

して用いているものを弁護士法人の法人名称又は弁護士若しくは弁護士法人の事務所名称としている者は、なお従前の例による。

附 則（平成二六年五月三〇日改正）

第二十一条の改正規定は、平成二十六年七月一日から施行する。

附 則（平成二六年一二月五日会規第一〇二号

外国法事務弁護士法人制度創設に係る外国
弁護士による法律事務の取扱いに関する特
別措置法の一部改正に伴う会規（外国特別
会員関係を除く。）の整備に関する規程
目次、第二条、第二章の章名、第三条、第
四条、第五条、第六条、第七条、第九条、
第九条の二、第九条の三、第一〇条、第
一〇条の二、第三章の章名、第一条、第
二条、第一三条、第一四条、第一七条、第
一八条、第一九条、第二〇条、第二一条、
第二二条改正）抄

第一条 この規程は、外国弁護士による法律事務の取扱い
に関する特別措置法の一部を改正する法律（平成二十六
年法律第二十九号）の施行の日から施行する。

（平成二七年政令第四一四号で平成二八年三月一
日から施行）

第五条 第十一条の規定による改正後の法律事務所等の名
称等に関する規程（以下この条において「新規程」とい
う。）第十条の二（第二十条第三項において準用する場
合を含む。）の規定は、この規程の施行の際現に外国法
事務弁護士と事務所を共にする弁護士及び弁護士法人に
ついても適用する。この場合において、新規程第十条の
二第一項の規定による届出は、施行日から二週間以内に
しなければならない。